るときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第328条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

［ｈ・ｉ　略］

［(2)～(23)　略］

(24) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等

［ａ・ｂ　略］

ｃ　「中間会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

［(25)～(33)　略］

(34) 経理の状況

ａ　［略］

ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第328条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｃ　［略］

［(35)～(42)　略］

(43) 継続開示会社たる保証会社に関する事項

ａ　［略］

ｂ　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の半期報告書が提出されている場合には、当該半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［ｃ・ｄ　略］

［(44)～(48)　略］

第八号の二様式

【表紙】

【提出書類】(2)　外国会社報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】(3)　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）

るときにあっては(a)に準じて記載し、主たる財務書類が個別財務諸表とされているときにあっては(b)に準じて記載するとともに、企業集団の状況に関する重要な事項及び経営成績の概要を記載すること。

② 財務諸表等規則第131条第３項又は第４項の規定により提出会社が金融庁長官の指示する用語、様式及び作成方法によることとされている場合においては、(a)に準じて記載すること。

［ｈ・ｉ　同左］

［(2)～(23)　同左］

(24) ［同左］

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　「第４四半期会計期間」の欄には、直近に提出し、又は提出すべきだった四半期報告書に係る四半期会計期間又は半期報告書に係る中間会計期間の末日の翌日から当事業年度の末日までの期間に係るものを記載すること。

［(25)～(33)　同左］

(34) ［同左］

ａ　［同左］

ｂ　財務書類は、財務諸表等規則第131条第１項から第４項までの規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。

ｃ　［同左］

［(35)～(42)　同左］

(43) ［同左］

ａ　［同左］

ｂ　本報告書の提出日において既に提出されている保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類（これらの書類の提出以後に当該保証会社の四半期報告書又は半期報告書が提出されている場合には、当該四半期報告書（当該四半期報告書が複数あるときは、その直近のものをいう。）又は半期報告書）並びにその提出以後に提出される臨時報告書並びにこれらの訂正報告書について記載すること。

なお、本報告書の提出日における保証会社の直近の事業年度に係る報告書及びその添付書類又は本報告書の提出日の属する保証会社の事業年度に係る四半期報告書又は半期報告書が本報告書提出後に遅滞なく提出されることが見込まれる場合にはその旨を付記すること。

［ｃ・ｄ　同左］

［(44)～(48)　同左］

第八号の二様式

【表紙】

【提出書類】(2)　外国会社報告書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　年　月　日

【事業年度】(3)　第　期（自　年　月　日　至　年　月　日）